

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 五〇
- 土地改良事業計画を適当と決定した件 五〇
- 保安林の指定をした旨の通知をする森林所有者等の所在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件 五〇
- 道路の区域を変更する件 五〇
- 道路の供用を開始する件 五〇
- 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 五〇
- 公 告**
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 五二
- 一般競争入札を行う件 五三
- 落札者を決定した件 五五
- 正 誤**
- 平成二十五年十一月十二日付け定例第二千五百三十八号中 五六

告 示

福島県告示第七百四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年十一月二十二日から平成二十六年三月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
中町再開発ビル 福島県郡山市中町七番地ほか
- 二 変更しようとする事項
 - 1 駐車場の自動車の出入口の数
（変更前）三十一か所
（変更後）三十か所
 - 2 駐車場の自動車の出入口の位置
（変更前）別紙図面のとおり
（変更後）別紙図面のとおり
- 三 変更しようとする年月日
平成二十五年十一月二十四日
- 四 届出年月日
平成二十五年十一月十二日
- 五 届出をした者
株式会社うすい百貨店ほか十九名
（別紙図面）は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。
（商業まちづくり課）

福島県告示第七百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項で準用する同法第八条第一項の規定により、後田地区土地改良事業共同施行が後田地区に係る農業基盤整備促進事業を行うための土地改良事業計画を適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 縦覧に供する書類
 - 1 土地改良事業計画書の写し
 - 2 規約の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十五年十一月二十五日から
同 年十二月十六日まで（二十二日間）
- 三 縦覧の場所
三春町役場

（農村計画課）

福島県告示第七百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第三項の規定により、保安林の指定をした旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を白河市役所の掲示場に掲

示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成二十五年十一月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 所在の不明な者の氏名
三宅正明
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林に指定したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 保安林の所在場所、指定の目的及び保安林に係る指定施設業要件については、保安林の指定をする件（平成二十五年農林水産省告示第九百六十四号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第七百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十五年十一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道白坂 停車場小 田倉線	西白河郡西郷村大字小 田倉字大平六二番地先 から 同 郡同 村大字小 田倉字大平五七九番地 先まで	変更前	八・四	七六・〇
		変更後	一〇・四 一五・五	七六・〇

（道路計画課）

福島県告示第七百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十五年十一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道白坂停車場小田倉線	西白河郡西郷村大字小田倉字大平六二番地先から 同 郡同 村大字小田倉字大平五七九番地先まで	平成二十五年十一月二十一日

（道路計画課）

福島県告示第七百四十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。
平成二十五年十一月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称
葛蒲沢1号
- 2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱九号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
白河市

- 葛蒲沢 二十二番二十三 一号及び九号
- 白井掛下 三十番一 二号、三号、四号、五号及び六号
- 葛蒲沢 二十二番十六 七号
- 二十二番二十七 八号

- 1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称
走出
- 2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次結んだ線及び標柱十二号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
いわき市江名

- 字走出 三十三番三 一号
- 百五十番 二号、三号、四号及び五号
- 二十五番 六号及び七号
- 二十二番五 八号及び九号
- 二十七番二 十号
- 三十三番一 十一号
- 三十二番 十二号

- 3 1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称
湯台堂2号

- 2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三十一条の土地の区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱九号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
いわき市常磐
松が台 二百十四番 一号、二号及び九号
同 市常磐上湯長谷町 三号、四号及び五号
湯台堂 十九番一
同 市常磐 二百三十八番 六号
松が台 二百十六番 七号
二百十五番二 八号
- 四1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三十一条の土地の区域の名称
ハツ坂1号
- 2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三十一条の土地の区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱八号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
いわき市平南白土
字ハツ坂 六十三番一 一号
三十六番百二十六 二号及び三号
三十六番百十八 四号
三十六番八 五号
三十三番一 六号及び七号
三十番 八号
- 五1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三十一条の土地の区域の名称
自由ヶ丘2号
- 2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三十一条の土地の区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱八号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
いわき市自由ヶ丘
三十九番四 一号
四十一番十一 二号及び四号
四十一番十 三号
四十一番二十一 五号
三十八番十五 六号
三十八番十四 七号及び八号
- 六1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三十一条の土地の区域の名称
朝日台1号
- 2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三十一条の土地の区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標

- 柱八号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
いわき市金山町
朝日台 百六十四番二十二 一号
百六十四番二十一 二号
百六十四番二十 三号
同 市泉町黒須野 二百三十五番十二 四号
二百二十九番一 五号及び六号
同 市金山町 百六十五番 七号
朝日台 百六十六番 八号

公 告

(砂 防 課)

公告第三百七十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年十一月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年十一月十三日
- 二 名称
（変更前）特定非営利活動法人さくらスポーツクラブ
（変更後）特定非営利活動法人富岡町さくらスポーツクラブ
- 三 代表者の氏名
堀川 章仁
- 四 主たる事務所の所在地
福島県双葉郡富岡町小浜四百八十一番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、総合型地域スポーツクラブとして活動し、富岡町における生涯スポーツ活動の振興を図り、もって、会員の健康増進、地域コミュニティの促進、豊かな高齢化社会の創造並びに青少年の健全育成など明るく豊かで活力に満ちあふれる地域社会の実現に貢献することを目的とする。

(文化振興課)

公告第372号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける流域下水道（県中・田村処理区）維持管理業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年11月22日

福島県県中流域下水道建設事務所長 円 谷 泰

1 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務の件名及び数量 流域下水道（県中・田村処理区）維持管理業務一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書、業務要求水準書及び一般仕様書による。
- (3) 履行期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
- (4) 履行場所 県中浄化センター（福島県郡山市日和田町高倉字追越89番地）、大滝根水環境センター（福島県田村市船引町春山字赤間田154番地の3）ほか

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) に掲げる条件を全て満足している単独の者又は(2)に掲げる条件を全て満足している共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連帯関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 共同企業体でない単独の者の資格要件
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - イ この公告の日から入札の日までの間に福島県、国又は他の地方公共団体から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされていない者であること。
 - エ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条第1項の登録を受けている者であること。
 - オ 平成21年4月1日以降に次に掲げる全ての施設を有する下水道終末処理場の維持管理業務を12月以上継続して行った実績を有している者であること。
 - (ア) 標準活性汚泥法（高度処理の変法を含む。）を用いる水処理施設と同等以上の方法を用いる水処理施設
 - (イ) 汚泥濃縮設備を有する汚泥処理施設
 - (ウ) 1日当たり汚水142,800立方メートル以上の処理能力を有する水処理施設
 - カ 次に掲げる者を履行場所（(イ)に掲げる者にあつては、大滝根水環境センターを除く。）に配置できる者であること。なお、(ア)の総括責任者は(ウ)、(イ)及び(ウ)に掲げる者を兼務することができるものとし、(ウ)に掲げる者は外部に委託してもよいこととする。
 - (ア) 総括責任者（下水道処理施設維持管理業者登録規程第3条第1号に規定する下水道処理施設管理技士（以下単に「下水道処理施設管理技士」という。）である者）
 - (イ) 副総括責任者（下水道処理施設管理技士又は下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項に規定する資格を有する者）
 - (ウ) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第18第25号の酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者）
 - (エ) 危険物取扱者（消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2第1項に規定する甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状（同法別表第1の第4類の項名欄に掲げる危険物に係るものに限る。）の交付を受けている者）
 - (オ) 電気工事士（電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条第1項に規定する第一種電気工事士である者）
 - (カ) 玉掛け技能者（クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）第221条各号に掲げる者）
 - (キ) クレーン運転士（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第15号に規定するクレーンの運転の業務に係る労働安全衛生法第59条第3項に規定する特別の教育を受けた者）

- (ク) 安全管理者（労働安全衛生法第11条第1項に規定する安全管理者）（常時50人以上の労働者を使用する場合に限る。）
- (ケ) 衛生管理者（労働安全衛生法第12条第1項に規定する衛生管理者）（常時50人以上の労働者を使用する場合に限る。）
- (コ) 産業医（労働安全衛生法第13条第1項に規定する産業医）（常時50人以上の労働者を使用する場合に限る。）
- (カ) 安全衛生推進者（労働安全衛生法第12条の2に規定する安全衛生推進者）（常時10人以上50人未満の労働者を使用する場合に限る。）
- (キ) ボイラー技士（ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第97条各号に掲げる免許を受けている者）
- (ク) 防火管理者（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号に規定する者）
- (ケ) 特定科学物質等作業主任者（労働安全衛生法別表第18第20号に規定する特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者）
- (コ) 大型自動車免許を有する者（道路交通法（昭和35年法律第105号）第85条に規定する大型免許）

キ 共同企業体の構成員として本件入札に参加しない者であること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 構成員は、2者又は3者であること。

イ 自主結成であること。

ウ 各構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該共同企業体の代表であること。

エ 共同企業体の結成に係る協定を締結していること。

オ 共同企業体の構成員の全てが、(1)のアからエまでに掲げる条件を全て満足している者であること。

カ 共同企業体の代表である構成員が、(1)のオ及びカ（(7)に掲げる者に係るものに限る。）に掲げる条件を満足している者であること。

キ 共同企業体の構成員により(1)のカ（(7)に掲げる者を除く。）に掲げる条件を全て満足している者を配置できること。

ク 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件入札に参加しないこと。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)に掲げる者にあつては2の(1)のエからカまでに掲げる事項について、2の(2)に掲げる者にあつては2の(2)のアからキまでに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年12月19日（木）午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号963-0534 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地

福島県中流域下水道建設事務所総務課

電話番号024-958-3861

4 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書等の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

5 入札書及び技術提案書の提出期限及び提出場所

入札者は、入札書を中封筒に入れ封かんし、外封筒に入札書を封入した中封筒と技術提案書を同封し、書留郵便により配達日を指定して提出すること。

(1) 配達指定期日 平成26年1月10日（金）※午後5時15分までに到達すること。

(2) 提出場所 3に掲げる場所に同じ。

6 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成26年1月24日（金）午前10時

(2) 場所 3に掲げる場所に同じ。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合にお

いては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 入札方法

(1) 本件入札は、総合評価方式一般競争入札により行う。

(2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、次に掲げる式により算出された評価値が最も高い者を落札候補者とする。

評価値＝技術評価点÷評価値算出価格×1,000,000

ア 評価値には小数点以下の有効桁数を設けないが、評価値の表記については、小数点第5位以下を切り捨て、少数点以下第4位までとする。ただし、この方法により順位が決定しない場合は、順位が決定する桁数まで表記する。

イ 技術評価点は、標準点に加算点を加算した点とする。

ウ 標準点は、3の入札参加資格確認を受けた場合に付与される点であって、その点は、200点とする。

エ 加算点は、入札説明書で示す落札者決定基準に基づき技術提案書を審査して算出された点とする。

オ 評価値算出価格は、入札価格とする。

(2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者について、流域下水道（県中・田村処理区）維持管理業務委託総合評価委員会の意見聴取等の後、落札者とする。

11 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) その他 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: The maintenance and management of the Kenchu Jyouka Center and the Ohtakine Mizu Kankyou Center, Regional Sewerage System 1set

(2) Time-limit of tender(by mail): 5:15p.m, 10 January 2014

(3) Contact point for the notice: The Kenchu Valley Sewerage System Facilities Construction Office, 5 Yamanoi, Hiwada, Koriyama-shi, Fukushima, 963-0534 Japan TEL024-958-3861

(総務課)

公告第373号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年11月22日

福島県知事 佐藤 雄平

1 落札に係る物品等の名称及び数量

ノート型パソコン（職員用） 1,998台

2 落札に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号

3 落札者を決定した日

平成25年10月22日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目16番9号

5 落札金額

130,069,800円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年9月10日

(入札用度課)

五七三	上	一二	福島県会津若松市	福島市会津若松市
ページ	段	行	正	誤
○平成二十五年十一月十二日付け定例第二千五百三十八号中(原稿誤り)				
正 誤				